

公募に関する公告

下記のとおり、公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件名 松江地方合同庁舎「駐車場」の一部を使用する事業者の募集
- (2) 使用許可期間 令和6年8月3日（土曜日）から令和6年8月4日（日曜日）まで

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記3の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 応募申込

公募に参加を希望する者は、下記(2)の受付場所に連絡のうえ申込書類を入手し、必要事項を記入のうえ受付期間内に応募申込を行うこと。

(1) 申込方法

持参若しくは郵便（配達証明郵便等の記録が残るものに限る）による。

(2) 受付場所

松江市向島町字向島 134-10 外 松江地方合同庁舎 4 階

中国財務局松江財務事務所総務課合同庁舎管理係

TEL 0852-21-5231 FAX 0852-26-3134

(3) 受付期間

令和6年6月28日（金曜日）～令和6年7月16日（火曜日）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

4. 申込書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した申込書は無効とする。

以上、公告する。

令和6年6月28日

中国財務局松江財務事務所長 森脇 稔